

2月くらしの相談日	
2月10日	(午前)
2月17日	(午後)
2月10日	(午後)
2月3日	17日(午前)
2月3日	(午後)
2月24日	(午前)
2月24日	(午後)

まほたんフル農業区画整備

北田川内里治
新中山中新
2月くらしの相談日

港北区師岡町にて
この左側が市街化区域、右側が調整区域に指定されたが
この矛盾、隣接区のおおりを受けたのではないだらうか?。

市 調 整 区 域



編集と発行
横浜市緑区池辺町2710番地
農業協同組合
企画管理室広報課
電話 045 (931) 5502~5504
郵便番号 226
毎月1回1日発行 全組員配布

都市計画法特集



意見書の提出は二八件

農協では第二回都市計画対策委員会をひらきました。

議室には市農政局、農協会員(支所)代表者を含めた地域

議員二十数名が集り、張りめた空気のなかで会

りつめられたこの日午前九時、農協会員(支所)

議員二十数名が集り、張りめた空気のなかで会

土地利用意向調査のまとめが示される

表1 ミ農業に利用が60%

表1
利用地の土地

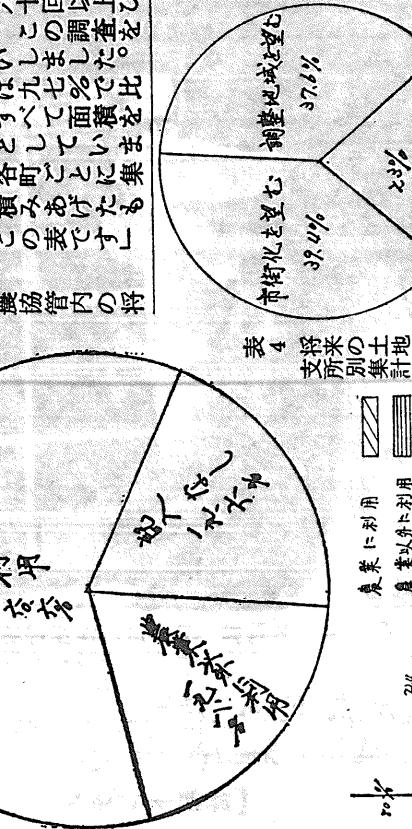


表1
利用地の土地

表2 別集計表の支所

表2
別集計表の支所

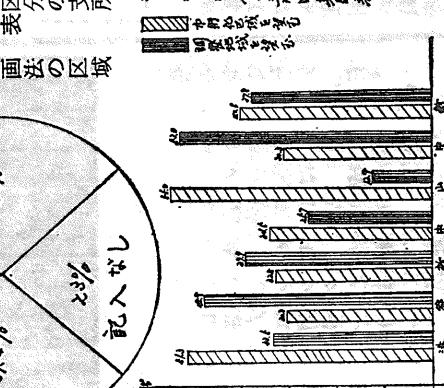


表2
別集計表の支所

表3 都市計画法の区域区分の支所

表3
都市計画法の区域

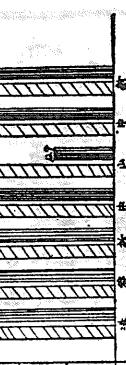


表3
都市計画法の区域

表4 将来の土地利用の支所別集計表

表4
将來の土地利用の支所別集計表

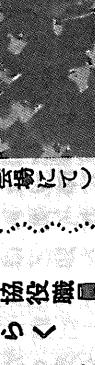


表4
将來の土地利用の支所別集計表

第20回横浜市農協役員大会

大会をひらく

横浜市農協役員大会も

この大会が去る二十日午前

回を重ね今年は第二十回。

この大会が去る二十日午前

十時より中区海岸通り県農業会館で盛大に催されまし

た。

表彰ならびに感謝状贈呈。

ここで組合功労者として

苦をたたえ感謝状が贈られました。

声高らかに唱い、十二時に

前おきして、一時間半にわたり、大要次のような説明を行なわれました。この法律は、市街化区域を優先的に考えたもので、調整区域の問題は、百名近い方が集りました。二定刻十時区長のあいさつにつづき、市計画局、江戸川区農業課長から「この法律による街づくりは、いわゆる「誰もが住みたくなる都市づくり」がねらい」と述べました。以上により調整区域は、優良農地との考え方で考へている。市街化準備として区画区分は五年目ことには修正する。公述人の申請は、一人十人位にしぼりたい。ただし公述人の意見にないことも陳情書により同じに扱います。市街化地域の農地の固定資産税については、転用の届けがなければ農地課税になる。

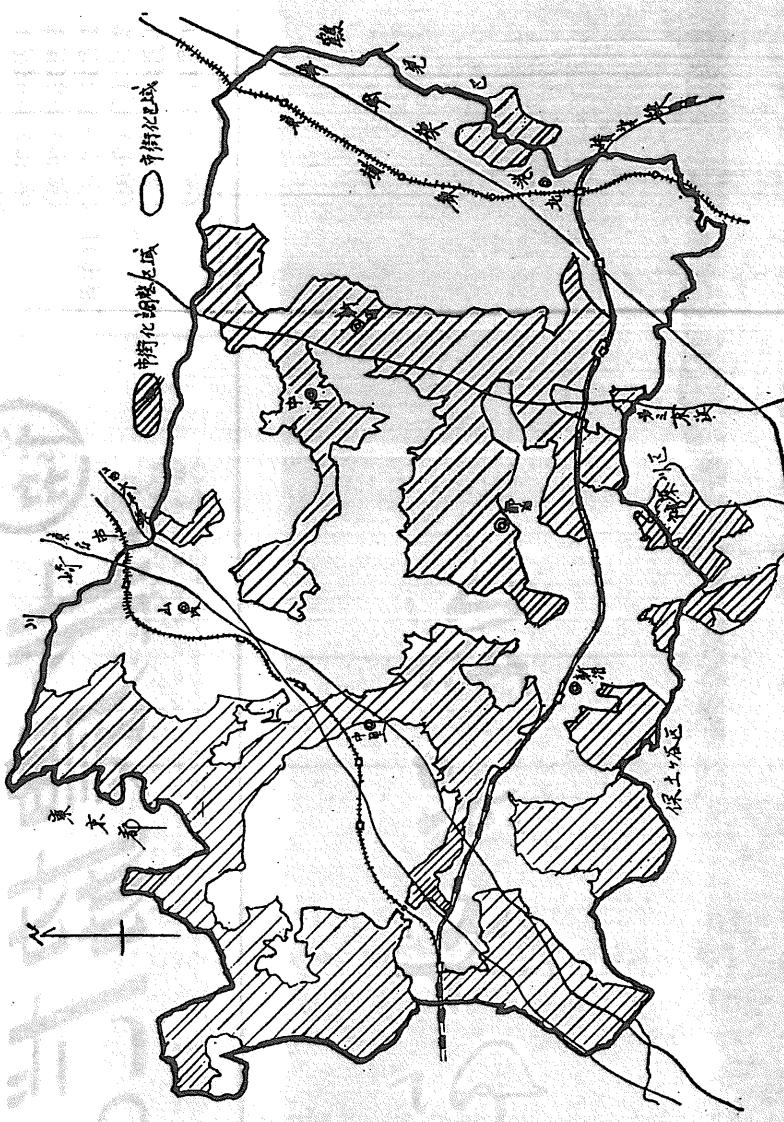
に、去る一月十二日と十八日に、都市計画法の区域区分についての説明会が、港北区緑区で開かれどちらも組合員を中心とした百名近い方が集りました。二月十九日午後十時区長のあいさつにつづき、市計画局、江戸川区農業課長から「この法律による街づくりは、いわゆる「誰もが住みたくなる都市づくり」がねらい」と述べました。以上により調整区域は、優良農地との考え方で考へている。市街化準備として区画区分は五年目ことには修正する。公述人の申請は、一人十人位にしぼりたい。ただし公述人の意見にないことも陳情書により同じに扱います。市街化地域の農地の固定資産税については、転用の届けがなければ農地課税になる。

に、去る一月十二日と十八日に、都市計画法の区域区分についての説明会が、港北区緑区で開かれどちらも組合員を中心とした百名近い方が集りました。二月十九日午後十時区長のあいさつにつづき、市計画局、江戸川区農業課長から「この法律による街づくりは、いわゆる「誰もが住みたくなる都市づくり」がねらい」と述べました。以上により調整区域は、優良農地との考え方で考へている。市街化準備として区画区分は五年目ことには修正する。公述人の申請は、一人十人位にしぼりたい。ただし公述人の意見にないことも陳情書により同じに扱います。市街化地域の農地の固定資産税については、転用の届けがなければ農地課税になる。

に、去る一月十二日と十八日に、都市計画法の区域区分についての説明会が、港北区緑区で開かれどちらも組合員を中心とした百名近い方が集りました。二月十九日午後十時区長のあいさつにつづき、市計画局、江戸川区農業課長から「この法律による街づくりは、いわゆる「誰もが住みたくなる都市づくり」がねらい」と述べました。以上により調整区域は、優良農地との考え方で考へている。市街化準備として区画区分は五年目ことには修正する。公述人の申請は、一人十人位にしぼりたい。ただし公述人の意見にないことも陳情書により同じに扱います。市街化地域の農地の固定資産税については、転用の届けがなければ農地課税になる。

新都市計画法

“線引れ”いよいよ大詰め



知らなよと嘆ぐ

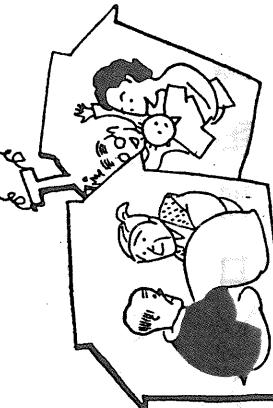
賃屋やアパート・倉庫・土地などを貸して所得を得て
いる方には、不動産所得がかかることがあります。
昨年に比べて、今年はこれらの方の所得のある者は倍近く
多くなっています。9月号ではどの様なものか、を、お話し
いたしましたが、今回は実際に税務署に所得の申告をする場合、どの様なるも
のをそろえたらよいのか、を、説明してみましょう。
まず不動産所得の計算方法は、次の様に行ないます。

不動産所得の申告準備を始めましょう

市のこれからの日程	十二月
意見書のまとめ	十二月
公述人の選定	一月
公 聽 会	三月
第三次調整	一月
案 の 決 定	三月
悔のない対策をたてよう	
そこで北農協では、示された要素を慎重に検討するため、十二月十八日に対策委員会をひらきました。そして「線引き」については悔のないよう、これから農業対策を協議し、一月にひらかれる公聴会で発言する公述人の選定などを行ないました。	
なが北農協対策委員会は各支所より三名の代表と、本所常務、農政事務所などにより設けられています。	

「モテル新星」を三男にそれぞれ経営をまかせているといふ。 「仕事をするには時期とおもいきりが大切です。いつも無駄遣といわれてはいるのですが、石橋はたたいて渡ります。事業を伸ばすには夢をもち、夢の実現に努めることだと強く感じています。そして世の中のためにつくして、できるだけ還元もしたい。」
士に育ち、土のお蔭で商買ができる。そしていま土に帰つているといふ佐藤さんは、三反歩のやさしい畠に、いつも朝づくりにかごを看やつて出ていく。また四つの新聞を見、さらに経済雑誌を読むといふ。
「財産は全部子供に贈与しました。また法人なので家族中が重役社員ですが、みんなで働いて報酬を受けています。旅館づとめは大変ですが、これが働く者の喜びでしよう」と話はつきません。
いま佐藤さんの唯一の願いは、長い間苦労をかけた奥さんに老後の安定した生活で報いること、そして娘しみは子供さん達に電話をかけることと言つてしられ

平和な生活をまるまる



私は農業をしている者です が、昭和四二年五月、畑を 一〇〇坪、一〇〇万円で 売り、賃屋を全額で建てま した。昨年一年間引き続い て同じ人に月、一万元で貸 してあります。私の不動産 所得は、いくらでしよう か。なを、この賃屋は畑を 売った時、代替資産として 譲渡所得の計算をしてあ り、固定資産は年間二千 円、火災が心配ですので、 農協の建物共済に入つてお り、昨年一年間に掛け金と して一万元払い込みました 行入金額。	2万円×12ヶ月=24万円 -① 必賃経費 2千円+1万円=1万2 千円-② ①-②=所得 24万円-1万2千円=22 万8千円 この22万8千円が、農業所 得と合算になり、確定申告 をすることになります。 なを、借入金や、自分のお 金(代替資産でなく)で建て た場合は、減価償却費と して、通常の3倍経費とし て引付けますので、申告する 場合、その旨、申出て下さ い。	24万円 ました。 ~~~~~ ◇俳句会のお知らせ 四五年の新春をむかえ、 北俳壇第一回の俳句会を次 のとおり行ないます。 一人でも多くご参加下さる よう、お待ちいたします。 とき 1月十日午後一時 ところ 北農協本所 会議室 バス停池辺より徒歩一分 兼題 羽子 一句 席題 当日発表 一句 会費 1100円(茶菓、賞 星)
---	--	--

各種軍命供物

◎お問合せは各支所へ

音楽劇な

